

平成20年4月25日

各 位

北越製紙株式会社

公正取引委員会の排除命令について

本日、弊社は、公正取引委員会から不当景品類及び不当表示防止法第6条第1項の規定に基づく排除命令を受けました。

その内容は、当社が取引先販売業者を通じて販売していたPPC用紙において、当該商品の原材料に古紙から抽出したパルプが70パーセント用いられているかのような表示をしていたことが、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であると判断されたものです。

本件に関しましては、消費者の皆様、お取引様、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

弊社では、平成20年1月以降の再生紙製品に関する問題を受けて、弊社再生紙製品に関する調査委員会による社内調査、責任者の処分を行うとともに、弊社グループコンプライアンス委員会による再発防止策の提言に基づき、二度とかかる事態が生じることのないよう再発防止策を実施しております(詳しくは、同年2月20日に弊社ホームページにてご報告いたしました通りです)。なお、該当製品については、既に製造・販売を終了しており、現在、これを製造しておりません。

弊社では、排除命令を受けた事実を厳粛に受け止め、改めて再発防止対策を着実に実行し、コンプライアンス並びにコーポレートガバナンス体制の強化を確実なものにするとともに、全役職員一丸となって皆様からの信頼回復に努めて参ります。

以 上